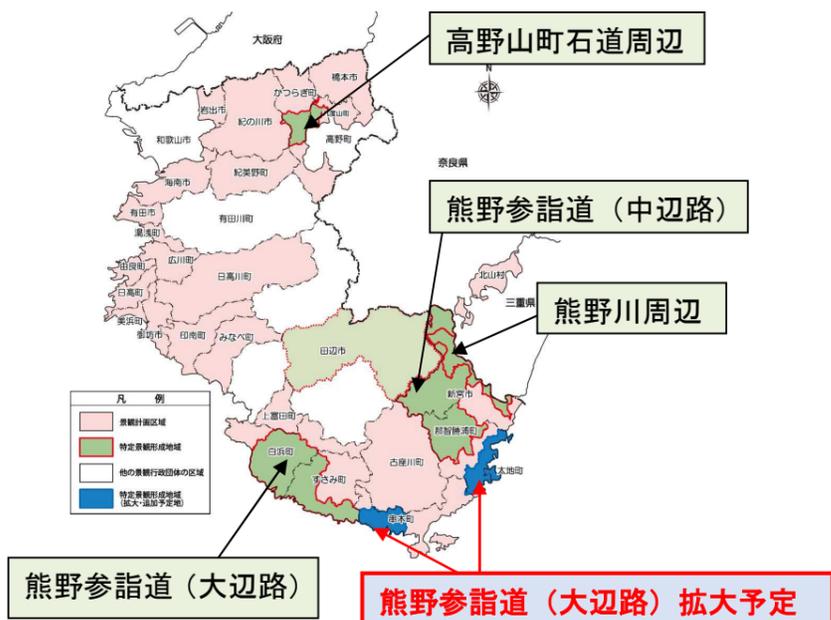


熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域拡大の概要

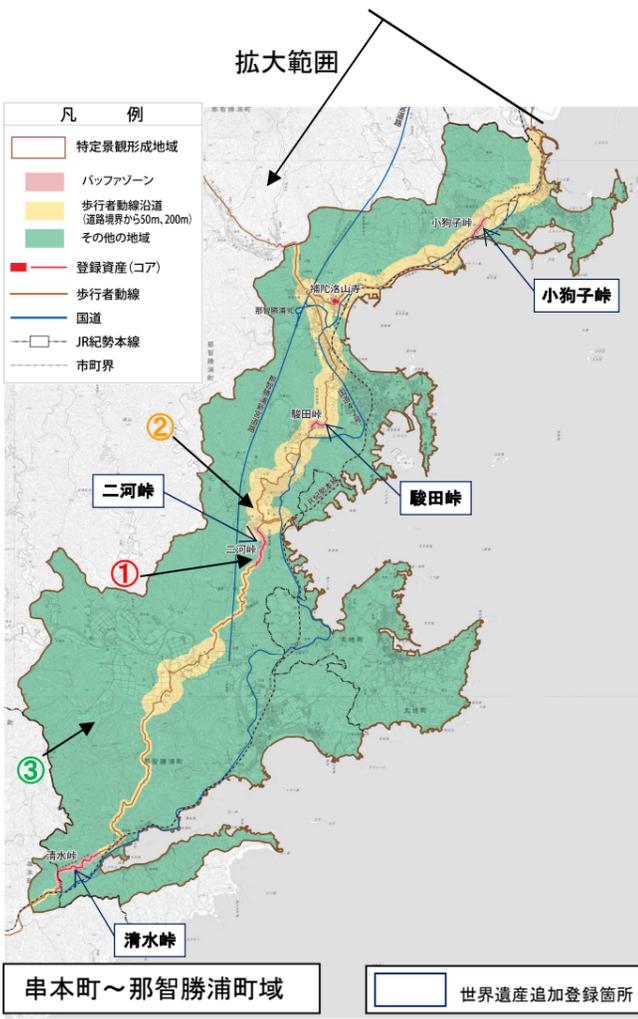
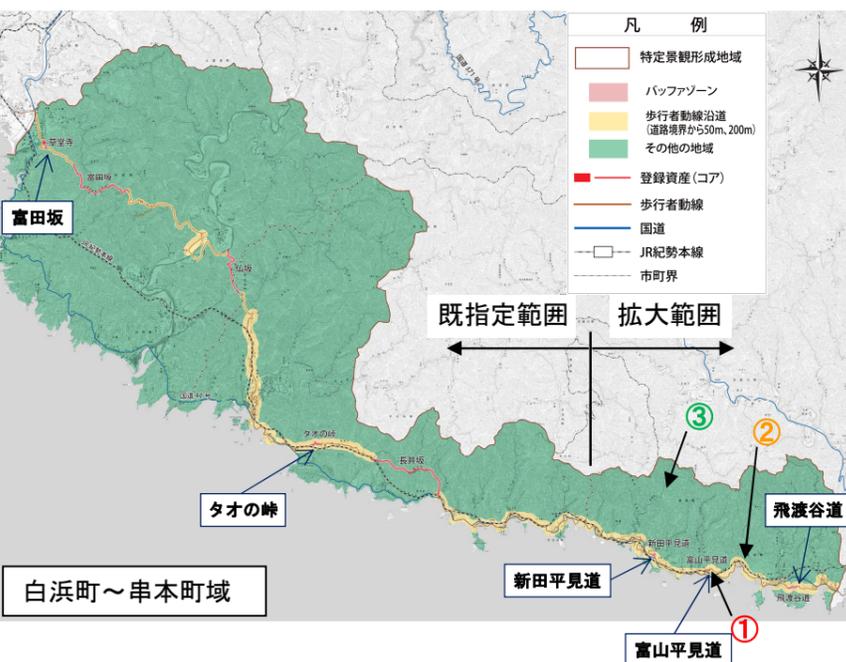
- 和歌山県では、世界遺産の周辺について、地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るため、現在、景観上重要な地域として4つの「特定景観形成地域」を指定しています。
- 平成28年10月24日に熊野参詣道が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に追加登録されました。
- これを受け、現在白浜町及びすさみ町の一部を対象に指定している「熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域」を串本町、那智勝浦町及び太地町域に拡大することを検討しています。（拡大検討区域内の世界遺産追加登録箇所：富田坂、タオの峠、新田平見道、富山平見道、飛渡谷道、清水峠、二河峠、駿田峠、小獅子峠）

この拡大について、県民の皆様からの意見募集を行います。

1. 特定景観形成地域の指定状況と拡大区域



- ①バッファゾーン（世界遺産緩衝地帯）
世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する地域。
- ②歩行者動線沿道（境界から50m、200m）
世界遺産を結ぶ歩行者・観光動線として調和を図る地域。
- ③その他の地域
眺望できる周囲の景観を損なわないよう調和を図る地域。



2. 届出制度の概要

現在、和歌山県では、大規模な建築や開発行為について景観に関する届出が必要ですが、特定景観形成地域では、よりきめ細かな届出が必要となります。

●景観に関する届出が必要な規模と基準

現在の基準 (県内全域の基準)	①バッファゾーン	②歩行者動線沿道	③その他の区域
○建築物等の届出規模 高さ13m超又は 建築面積1000㎡超	①の区域 ○建築物等の届出規模 全ての行為	②の区域 ○建築物等の届出規模 高さ10m超又は 延べ面積500㎡超	③の区域 ○建築物等の届出規模 高さ13m超又は 延べ面積1,000㎡超
○基準 周辺景観との調和等	○基準 高さ13m、建築面積 1000㎡を超えない規模とする等	○基準 落ち着いた色彩等	○基準 眺望点からの眺望に 配慮等
※届出が必要となるのは、概ね4階建て以上の建築物を想定しています。	※届出が必要となるのは、小規模な建物も対象とします。	※届出が必要となるのは、概ね3階建て以上の建築物を想定しています。	※届出が必要となるのは、概ね4階建て以上の建築物を想定しています。

きめ細かな届出制度により、地域の景観にふさわしくない、派手な建築物などを抑制し、地域の特色を活かしたより良い景観の形成を図っていきます。

3. 意見募集の概要

○詳細資料の閲覧方法

- 意見募集の期間において、下記場所及びホームページで閲覧できます。
- ・白浜町建設課、すさみ町産業建設課
那智勝浦町建設課、太地町産業建設課、串本町建設課
 - ・西牟婁振興局建設部総務調整課・建築課、東牟婁振興局串本建設部総務用地課、東牟婁振興局新宮建設部総務調整課、県庁（都市政策課、情報公開コーナー）
 - ・和歌山県ホームページ
県民意見募集ページ (http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/000200/ikenbosyu/ikenbosyu_index.html)
都市政策課HP (http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/pubcom_oohetikakudai/ikennbosyu.html)

○意見募集期間

平成30年3月1日（木）から平成30年3月22日（木）

○ご意見の提出方法

- 住所、氏名を明記の上、ご提出ください。
- ・電子メール keikan@pref.wakayama.lg.jp
 - ・郵送 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課 景観・公園班
 - ・ファックス 073-441-3232

○問い合わせ先

和歌山県 県土整備部 都市政策課 景観・公園班 TEL：073-441-3228